

○亀山市り災証明書交付要綱

平成28年3月7日

告示第41号

改正 令和元年11月5日告示第81号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づく罹災証明書（以下「り災証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（火災を除く。）をいう。

(令元告示81・一部改正)

(り災証明書の交付対象)

第3条 り災証明書の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する家屋で災害により被害が生じたものとする。

(1) 住家（市内に存するものに限る。）

(2) 前号に掲げる家屋以外のものであって、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第12号に掲げる家屋課税台帳に同法第381条第3項に規定する事項が登録された家屋又は同法第341条第13号に掲げる家屋補充課税台帳に同法第381条第4項に規定する事項が登録された家屋

(令元告示81・一部改正)

(り災証明書の交付対象者)

第4条 り災証明書の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 前条各号に掲げる家屋の所有者

(2) 前条第1号に掲げる家屋の居住者であって、あらかじめ前項に掲げる所有者の承諾を得ている者

(り災証明書の交付申請等)

第5条 り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書交付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によるり災証明書交付申請書の提出(以下「申請」という。)は、り災した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 大規模の災害によりり災物件が多数発生した場合

(2) 期限を経過したことについて理由書の提出があり、かつ、市長がやむを得ない理由があると認めた場合

(令元告示81・一部改正)

(り災証明書の交付)

第6条 市長は、申請があったときは、その内容について調査し、申請に係る被害が災害によるものと認められるときは、り災証明書交付申請書の写しに記名及び押印をして、これをり災証明書として申請者に交付する。

(令元告示81・一部改正)

(り災証明書の効力)

第7条 前条の規定により交付するり災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(手数料)

第8条 り災証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月5日告示第81号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀山市り災証明書交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に生じた災害に係るり災証明書の交付から適用する。